

2022年3月吉日

お客様各位



民法改正による18歳成人者との消費者ローンお取引について

令和4年4月1日の改正民法施行により成人年齢が18歳に引き下げられ、親権者の同意なく一人で有効な契約を結ぶことが可能になります。

にいかお信用金庫は「民法で認められた成人者」を尊重するとともに「成人者の社会生活上必要な資金ニーズ」に対応するため、消費者ローンに制限を設け取扱いを行います。

社会経験の少ない若年層は多重債務や消費生活上のトラブルに遭うおそれが懸念されることから、必ず対面でご相談させていただき、金融庁発行の冊子「金融ガイド」をお渡しして家計管理やローンの適正利用、貯蓄の大切さなどをご説明させていただきます。

取扱商品は車や教育資金など目的型に限定し、「収入と支出のバランスシート」で返済方法について相談を受けるほか、若者が多重債務に陥らないようカードローンの利用限度額を30万円までとするなど、下記のとおりルールを定めて対応いたします。

当金庫は地元金融機関の強みを活かし face to face で新社会人に寄り添い、生涯にわたる金融のパートナーとして、お客様のニーズにお応えしてまいります。

記

- (1) 18歳成人に対して取扱うローン商品 **令和4年4月1日(金)より取扱開始**
住宅関連ローン、フリーローンは除きます。

ローン区分	ローン種類	取 扱
目的型ローン	カーライフプラン、教育プラン	取扱可
カードローン	正職員で勤続3カ月以上を要件とし極度額30万円までとします(教育カードローン含む)	

※カーライフプランについては、民法改正前の18歳未成年者であっても親権者の同意でご利用可能です。

- (2) 18歳成人のカードローンの利用について

当金庫ルール
<u>正社員で勤続3カ月以上の方を対象といたします。</u> 面談時に「収入と支出のバランスシート」で収支バランスをヒアリングしてご返済計画や貯蓄の大切さをお話いたします。
<u>カードローンの利用限度額は30万円までといたします。</u> なお、20歳を迎えた後に希望があれば改めて極度増額を行います。
<u>必ず面談させていただき、利用方法やご返済についてご説明いたします。</u> その際、金融庁発行の冊子「金融ガイド」をお渡しして、家計管理や貯蓄の大切さ、ローンの適正な利用や多重債務等についてご案内いたします。

